条 文	解説
(まちづくり参画における市の責務)	【解説】
第18条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、	<第1項>
社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利	まちづくりは、自主性及び自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努め
の保障、拡大に努めなければならない。	ることを規定しています。また、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等への配慮を市の責務としてい
2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない。	ます。
	<第2項>
	更に、行政運営の企画立案、実施及び評価について、それぞれの過程における市民参画について定めています。

主な取り組み状況(進捗状況や成果)	取り組みにおける	前回の見直し時の	意見に対する対応	条文・条文解説で変更が	市民自治推進委員意見
	課題・問題点等	推進委員会での意見	(対応していない場合はその理由)	必要と思われる箇所	
(総務課)	(総務課)	・公募市民、一部事業に係るワ	(総務課)	特になし	・条文としては、現行でよい。
■審議会等の公募市民無作為抽出型登録制度公募市民等無作為抽出	・多くの方に登録いただい	ークショップだけでなく、より	・より多くの機会で多様な市民の意		
型登録制度	ているが、登録期間である2	市民が参画でき、討議や意見の	見等を市政に反映させるため、公募		・市民参画及び協働事業における
市政への市民参画の機会を創出し、多様な市民の意見等を市政に反	年の間、一度も公募市民と	把握ができる方法を検討・実施	市民等の登録名簿を審議会等に限		評価システムを構築していくか
映させるため、審議会等の公募市民の無作為抽出による登録制度を実	して審議会等に参加してい	していく必要があると考えま	らず、ワークショップ、市民会議等		検討が必要。
施している。	ただけない場合がある。	す。	の参加者選定やアンケート調査そ		
市民協働・人権、子育て・教育、環境・ごみ減量化、福祉・健康・			の他の広く市民の意見を聴くため		
医療、行政経営・防災、生涯学習・スポーツ、景観・まちづくり、産			の事業に使用できるよう「生駒市公		
業・ <del>環境観光</del> の 8 分野に <del>合計 284 名に総計 815 名(H25.6~H27.6</del> :			募市民等無作為抽出型登録制度実		
284 名、H27.6~H29.6:349 名、H29.6~H31.6:182 名)の市民に			施要綱(平成25年4月1日制定、		
登録いただいた。			平成 29 年 5 月 1 日改正)」を平成		
平成 25 年度は平成 29 年度末までで、8 つ累計 33 の審議会等(ワー			29年度に改正した。		
クショップ等を含む。)で当制度を活用し、合計 19名累計 96名の公			この改正を踏まえ、平成 29 年度		
募市民を選出した			において、市民に対して実施するア		
			ンケートを登録いただいている 185		
			名に送付し、96人から回答を得た。		
(秘書企画課)	(秘書企画課)			特になし	
■市民政策提案制度	・一定数の市民の総意に基				
市民から、市政に関することや地域の課題などについての創意工夫	づく提案をより多くの市民				
あるアイデア等を募集する制度。市民の問題意識に即した事業を実施	に提出いただくため、10名				
するとともに、まちづくりに対する市民の当事者意識を醸成すること	以上の連署が必要であると				
を目的としている。	定めているが、この人数が				
平成28年2月に要綱を改正し、1人でも提案できるよう、要件を	妥当な要件であるか、今後				
緩和した。	検証が必要である。				
平成30年12月時点で5件の応募があり、2件を採択した。					
1 「市民が市に自発的に提案を行う方法」					
・提案者の要件					
市内に在住、在勤、在学する者 10 名以上の署名が必要					
<ul><li>- 提案できる内容</li></ul>					
市民サービスの向上につながるもの・生駒市の活性化に関わるも					
の・経費の節減、収入の増加、事務能率の向上など市政運営の改善					
に役立つもの・その他、まちづくりに関するもの					

2. 「市が市民に政策の提案を求める方法」 市が必要に応じて、提案を求める政策等の目的、提案者の要件、提 案できる内容等、提案に必要な事項を公表した上で、市が求める趣旨 に合致した提案を募集する。 平成 26 年 4 月時点で 2 件の応募があり、1 件を採択した。				
<ul> <li>(市民活動推進課)</li> <li>■参画と協働の指針策定(H25.3)</li> <li>自治基本条例を補完する役割を担い、参画と協働の定義、重要性、効果、協働の影態、協働に適した事業、協働事業を実施する場合の留意点、参画と協働のまちづくりを進めていくための今後の取組についての考え方を記載。 策定の際には、市民自治推進会議(当時)及び委員会での委員の意見を反映し、ペブリックコメントを実施。 周知については、自治連合会全体集会での周知、ららボート登録団体等へ周知、職員への研修を実施。</li> <li>■参画と協働の事業調査毎年、庁内各課に対して、各所属で取り組んでいる参画と協働の事業調査を行い、参画と協働の認識のもと、事業を企画、実施してもらえるよう意識付けを行っている。・H26年度:187件・H27年度:195件・H28年度:203件・H29年度:203件・H29年度:245件</li> <li>■「参画と協働」の職員研修毎年、「参画と協働」の職員研修毎年、「参画と協働」の職員研修年、「参画と協働」の職員のでいる。・H26年度:36人・H27年度:52人(5級以下の職員)・H29年度:52人(5級以下の職員)・H29年度:50人(3月開催予定・5級以下の職員)・H29年度:36人、1月10年度:36人・H27年度:36人・H27年度:36人・H27年度:36人・H27年度:36人・H28年度:33人・H29年度:35人・H30年度:36人(2月開催予定)</li> <li>■フークショップの開催市民自治協議会及び準備会に対して、今後の地域のまちづくりを考</li> </ul>	1	・庁内各課に対して、各所属で取り	特になし	<ul><li>・ワークショップ等の具体的なテ</li></ul>
えるワークショップを開催。参加者間での課題共有や解決に向けた具				ーマ及び実施回数を明記。

体的な事業提案に向けた検討を行った。 (市民自治協議会) ・やまびこネットワーク (壱分小学校区) (準備会) ・あいさつタウン・南ネットワーク (生駒南・南第二小学校区) ・中地区健康まちづくり協議会 (生駒・桜ヶ丘小学校区) ・鹿ノ台中学・小学校区防災協議会 (鹿ノ台小学校区)				・今後、活動を広めて行くための アクションは?
<ul><li>(農林課)</li><li>■生駒市農業祭について、実行委員会段階から市民参加で企画、立案している。</li></ul>	(農林課) ■より市民主導で、市民の自主性及び自立性を高めるよう取り組みを進めていく必要がある。		特になし	
<ul><li>(農林課)</li><li>■生駒市農業ビジョン推進懇話会では、策定段階から推進まで市民参加で実施している。</li></ul>	(農林課) ■農業者だけではなく、多様な市民の意見を反映させる仕組み作りが課題である。			・具体的なプランは?また、いつ からか?
(商工観光課) ■市内の観光関係の事業代表者に集まってもらい、本市観光行政の企画立案を行っている。 ■市外県外および外国人の誘客も視野に、市内の観光関連事業者に向けたセミナーやワークショップを開催。受入れ体制の整備と、事業者間の繋がりを推進している。また、生駒市の観光に関する PR にも注力している。  (商工観光課) ■商工会議所・大学・観光協会・行政の四者が連携して観光ツアーの企画検討を行っている。	の連携も進めている) (商工観光課) ■三者の連携において、継続的にできる事業を検討していくことが課題である。 (削除理由:四者で様々な		特になし	・観光ツアーの企画の成果物を明記。
(地域包括ケア推進課) ■介護予防教室(のびのび教室・脳の若返り教室・コグニサイズ教室・エイジレスエクササイズ教室) 市民ボランティアの協力を得ながら、65歳以上の高齢者を対象として、体操(のびのび教室)、脳のトレーニング(脳の若返り教室)、脳トレと体操を同時に行う教室(コグニサイズ教室)、有酸素運動と	テーマによる事業を継続的 に行っている)		特になし	・高齢者が健康で長生きができるプロセス作りが今後も必要。

筋力トレーニングを組み合わせたアンチエイジング教室(エイジレスエクササイズ教室)を開催。

(のびのび H27: 5,159 人、H28: 5,587 人、H29: 5,574 人参加。脳の若返り教室 H27: 4,236 人、H28: 3,590 人、H29: 3,215 人参加。コグニサイズ教室 H27: 169 人、H28: 567 人、H29: 509 人参加。エイジレスエクササイズ H28: 37 人、H29: 706 人参加。いずれの教室も述べ人数)

(地域包括ケア推進課)

## ■ひまわりの集い

住民ボランティア団体の協力を得て、65 歳以上の閉じこもりがちで、孤食の状態にある高齢者の居場所を提供するとともに、社会参加の機会を確保し、栄養や体力づくりの知識の普及を図り、介護予防の啓発を行う。

(H26:延べ 1,475 人 H27:延べ 1,336 人、H28:延べ 1,187 人、 H29 延べ 1,230 人参加)

(地域包括ケア推進課)

#### ■いきいき百歳体操

週1回、定期的に仲間と集い、おもりを使った筋力トレーニングを 行うことにより、健康寿命の延伸を図ることを目的とするもの。

(H27:2 教室、H28:16 教室、H29:56 教室)

(地域包括ケア推進課)

## ■地域ねっとの集い

サロン等地域で福祉活動をしているボランティアグループが集い、 互いの活動が地域に根をはり、互いにつながりあい、ともに歩む活動 となることを願い、情報交換や交流会、研修会を実施し、ネットワー クづくりをさらに推進する。

(H27:83人、H28:83人、H29:70人参加)

(地域包括ケア推進課)

## ■地域ボランティア講座

地域で介護予防・健康づくりに取り組んでいただける人材の養成を 行う。H29 は老人クラブ連合会と協働し、会員を対象に実施。

(H27:延べ57人、H28:延べ49人、H29:延べ261人参加)

(地域包括ケア推進課)

## ■徘徊高齢者捜索模擬訓練

徘徊高齢者の発見、声かけ、保護などの訓練を通じて、認知症の高齢者への接し方を学んでいただき、自治会単位で認知症に関する理解を深めるとともに、認知症に対する偏見をなくすために実施。

(H26:2 自治会 59人、H27:4 自治会 127人、H28:7 自治会 195人、H29:7 自治会 186人参加)

(地域包括ケア推進課)

## ■認知症対策部会

市内の医療・介護関係者(医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、 作業療法士、介護支援専門員、保健所、市)で構成。①認知症の普及 啓発、②認知症予防、③認知症ケアの向上、④多職種連携、に関する ・いきいき百歳体操は効果が出ています。外出のきっかけ、集いの場にもなっています。生駒市オリジナルのものもあればよいかと思います。以前、VHSで作成されたものをDVDにされてもよいのでは。

事項について意見・助言をいただく。 (H28:4回、H29:4回開催)				
(地域包括ケア推進課) ■支え合い・助け合いを進めるためのワークショップ 高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社 会参加の推進を一体的に図っていくことを目的としたワークショップを開催。 (H28:1回、H29:4回開催)	(地域包括ケア推進課) ・まちづくりに関するワークショップが増え、住民負担が増えていることから、統合していかなければならない。			・住民負担が増えています。統合に賛成です。
<ul> <li>(地域包括ケア推進課)</li> <li>■認知症支え隊養成講座</li> <li>教室への同行や散歩の付き添い、電話連絡など、認知症の人やその家族のちょっとした支えとなるボランティア「認知症支え隊」を養成する。</li> <li>(H28:全4回延べ94人、H29:全4回延べ65人受講)</li> </ul>				
(健康課) ■いこま食育ラウンドテーブル 育児サークル、PTA や健康づくり推進員等の市民団体、生産流通業者、保健所職員等で構成。食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画である第23期生駒市食育推進計画の <del>進捗管理及び計画のシンボルである「わ食の日」の実践に向けての検討・調整の場として位置づけている。</del> 状況の把握・検証、食育の実践に向けた具体的な取組みについて検討・調整を行っている。			特になし	・次世代を担う子どもたちに食育は重要なテーマだと思う。具体的な取り組みが不可欠。
<ul> <li>(地域医療課)</li> <li>■生駒市病院事業推進委員会病院事業計画、指定管理者と締結する病院の管理に関する協定、病院事業の運営状況の改善について、市長の諮問に応じ、本市の病院事業に関する事項を調査審議しています。(公募市民3名)</li> <li>(地域医療課)</li> <li>■生駒市立病院管理運営協議会生駒市立病院の管理運営に関し、生駒市及び指定管理者との間の管理運営に関する協議に市民等の意見を反映させています。(公募市民3名)</li> </ul>		生駒市病院事業推進委員会、生駒 市立病院管理運営協議会の開催に あたり、事前打合せによる意見把握	特になし	・生駒市病院事業推進委員会及び 生駒市立病院管理運営協議会の メンバー明記(学識○名、市民 ○名等)

・より一層、市民が主体のまち	(都市計画課)	特になし	
プラン づくりを進めていくため、各種	・事業を開始した平成 22 年度と比		
づくり まちづくりを実践している団	較して、市民参画の意識が普及し、		
動で進 体・グループ・市民のつながり	協働のまちづくりの推進により各		
りにつを深めるよう交流の機会があ	施策において種々の取り組みがあ		
市民参 ればいいと考えます。	り、当事業以外でも学習・交流の場		
算する	が増加している。そのため、今後は		
	出前授業やどこでも講座を利用し、		
	まちづくり学習を進める。		
関係			
こ関わ			
より、			
りを進			
		特になし	
- »·			
2 · - 3·			
<del>)                                    </del>			
		特にかし	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		14 (C.Y.)	
		特になし	・自主学習グループ、まちづくり
ンクの			人材バンクの原点は、「全国生涯
されて			学習まちづくり協会」の協力、
	できょう まちづくりを実践しているがり まちづくりを実践しているがり を実践しているがり を実践しているがあればいいと考えます。 関係 かった はいいと ちょう ない はい	( ) まちづくりを実践している団	( 関係 で 進 か

<ul> <li>(生涯学習振興課)</li> <li>■自主学習グループの学習活動を活発にし、人材育成を目指し、まちづくり人材バンクへの登録を促す。</li> <li>(生涯学習振興課)</li> <li>■専門的な知識や経験、技能をお持ちの方やグループに地域で活躍していただくために、まちづくり人材バンクへの登録を促す。</li> </ul>	いない分野についての取り 組みを <del>すす</del> 進める。			指導を受けたと思っています。 現在は、連携はありますが、コーディネーターの活用はされているのでしょうか? ・「フェスタ」は見直しの必要があると思います。次世代交流の支援を。 ・具体的にはどんなプランがあるか?
(土木課) ■宝山寺参詣線修復整備事業 本市を代表する歴史的景観を形成している宝山寺参詣線は、近年、石段の不等沈下等の老朽化が進行しているほか、沿道住民の高齢化に伴い、歩行者の安全確保及び歴史的景観の復元が求められていることから、複合的な修復整備を計画的に行っている。 修復整備を行うにあたり、設計段階から地元自治会等と協議を重ね、連携してきた。 (工事期間:平成25年度~平成31年度予定)			特になし	
(教育総務課) ■通学路の合同点検 平成24年度から年に一度、市内小学校、PTA、地域住民、教育委員会、県・市道路管理者、警察が小学校通学路の危険箇所について合同点検を実施し、対策の是非や対応策を検討した後、各所管で対策を行っている。 対策状況をホームページに掲載し、周知した。	が必要である。		特になし	
(こども課) ■就学前教育・保育のあり方に関する基本方針に係るワークショップの実施(平成30年3月策定) 教育大綱に基づき就学前教育・保育のあり方に関する今後の市の方向性を定める基本方針策定のため、保護者、地域及び職員の具体的なニーズを把握するためのワークショップを実施した。			特になし	
(子育て支援センター) ■「就園前の子育て支援に対するワークショップ」(H30年度実施)の開催 教育大綱に基づき、保育所や幼稚園などに就園する前の子育て支援について、保護者のニーズ等を踏まえ、就園前の子育て支援についての			特になし	

考え方、方向性を検討する。			

条 文	解説
(総合計画等の策定)	【解説】
第19条 市は、市民参画の下、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画(以下これ	<第1項>
らを「総合計画」という。)をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。	総合計画は市政運営の指針であり、策定に当たっては、この条例の趣旨にのっとって、市民参画によることととも
2 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定するものとする。	に、当該計画に基づいて計画的な市政運営に努めることを市に課しています。
3 市は、前2項の各計画の進行管理を的確に行うものとする。	<第2項>
	都市計画や環境といった行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定することとしています。
	<第3項>
	総合計画や行政分野ごとの計画については、計画、実施、評価及び改善のサイクルによる進行管理を的確に行うこ
	とで、継続的な事務改善に役立てることとしています。
	《既存の法律など》
	【行政分野ごとの計画】
	生駒市における行政分野ごとの計画としては、「地域防災計画」、「国民保護計画」、「都市計画マ
	スタープラン」、「緑の基本計画」などがあります。

主な取り組み状況(進捗状況や成果)	取り組みにおける 課題・問題点等	前回の見直し時の	意見に対する対応 (対応していない場合はその理由)	条文・条文解説で変更が 必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
(秘書企画課)	(秘書企画課)	推進委員会での意見 ・総合計画と各行政分野ごとの	(秘書企画課)	特になし	・条文としては、現行で良い。
「 <b>№</b> 青年回 <del>味</del> 」 ■第 5 次総合計画(平成 22 年 3 月策定)	・地方自治法の改正により、	・総合計画と各行政分野ことの計画との整合性や評価等につ	・現在策定中の第6次総合計画にお	村になし	・未又としては、売りて良い。
●第 3 次総占計画(十成 22 年 3 万 泉足) <基本理念>	基本構想の策定義務が削除		いては、同時期に策定を行っている		・「地域防災計画」などは想定を
1 市民主体のまちづくり	本本情心の泉足義務が削除   されたが、本市においては、	ともに、各計画の進行管理がで			超えた災害にも対応できる想定
2 自助・共助・公助	総合計画のあり方について	きてないものもあるため、進行			が必要だと思う。また、「都市計
3 持続可能な都市経営	総合計画審議会からまちづ	管理手法を明確にする必要が	分野別計画に記載するべき内容も		画マスタープラン」においては、
<総合計画の構成と期間>	くりの基本指針として今後		考慮して、総合計画の策定作業を行		「生駒市総合計画」との整合性
基本構想: 平成 21 年~平成 30 年度	も策定するとの答申を受け	めるとうんより。 	っている。		や総合イメージの説明が必要だ
基本計画:前期(平成 21~25 年度)	たところである。次期基本				と思う。
後期 (平成 26~29 年度)	構想の策定については、従				
策定にあたっては、学識経験者や団体代表、公募市民等で構成する	=				・計画により進行管理の手法も各
生駒市総合計画審議会における計画案の審議を経て、計画を策定し	て計画期間を検討するとと				担当課に委ねられており、また
た。	もに、自治基本条例との役				その実施も徹底されていませ
, =0	割分担も踏まえた検討が必				ん。総合計画とともに適正な進
(秘書企画課)	要である。				行管理手法を確立することが必
■後期基本計画の策定(平成 25~26 年度)	また、基本計画の策定に				要と考えます。
前期基本計画の計画期間満了に伴って、基本計画を見直すため、市	ついては、基本計画と各行				, ,
長からの諮問に応じて総合計画審議会において審議を重ね、本市の総	政分野ごとの計画の関係や				
合計画のあり方について平成 25 年 10 月に中間答申がなされるとと	役割について整理し、今後				
もに、後期基本計画案の策定が行われた。 <del>今後、パブリックコメント</del>	の基本計画のあり方につい				
の実施を経て最終答申を受けたのち、平成26年6月の策定を予定。	て再度検討していく必要が				
	ある。				
(秘書企画課)					
■後期基本計画の見直し(平成 27 年度)					
新市長のマニフェストの反映と「生駒市まち・ひと・しごと創生総					
合戦略」に関する施策の追加を行うため、計画の見直しを行った。					
また、前市長が任期途中で退任したため、新市長の任期に合わせる					
形で計画期間を1年間延長した。					

<ul> <li>●第6次総合計画の策定(平成29~30年度)</li> <li>第5次総合計画の計画期間が平成30年度末で満了することに伴い、平成31年度から概ね20年間の市のビジョン及び今後5年間の具体的な取組を示す「第6次生駒市総合計画」を策定している。今後、パブリックコメントの実施を経て最終答申を受けたのち、平成31年3月に策定予定。</li> <li>(秘書企画課)</li> <li>■総合計画の進行管理(平成22年度~)第5次総合計画の適切な進行管理を行うに当たり、平成22年度から総合計画における基本計画の進捗状況を検証している。検証は、総合計画審議会において三部会に分かれて、各部会3~42~3回の会議を開催し、実施している。進行管理では、学識経験者や一般公募の市民の方々に参加いただき、市民満足度調査結果や指標の動向等を中心に総合計画の進捗状況を検証し、今後の取組の方向性等について意見をいただく。検証結果は、「総合計画進行管理検証報告書」としてホームページなどで公表している。</li> </ul>	(秘書企画課) ・平成 22 年度より検証を開始しており、庁内にも進行管理は概ね浸透してきて属さが、ない。として対するが、として対するが、をでは、などででは、などの差がある。というなどのは、全球が行ったは、などででは、などででは、などででは、などのでは、などででは、などでは、などでは、などでは、などでは、などでは、などでは、な	いますが、予算編成、行政評価 を連動させたPDCAマネジ メントサイクルによる進行管 理を進めていく必要があると		
(秘書企画課) ■生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定(平成27年12月)人口減少の歯止め、東京圏への人口集中を是正するため、地方版総合戦略として、「生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定。子育て層、特に女性をターゲットとし、『女性が活躍しながら、安心して2人目、3人目の子どもを産み、育てられる先進的住宅都市・生駒』を実現することで、出生率の向上と子育て世帯の定住促進・転入増加を図る。				
<ul> <li>(防災安全課)</li> <li>■地域防災計画の策定 関係行政職員、学識経験者、関係事業者、市民団体代表、公募市民等による防災会議を開催し、地域防災計画の作成及びその実施の促進を行っている。</li> <li>(防災安全課)</li> <li>■国民保護計画の策定 関係行政職員、学識経験者、関係事業者、市民団体代表等による防災会議を開催し、国民保護計画の作成及びその実施の促進を行っている。</li> </ul>			特になし	・地域防災計画はいつ策定されたのか?またその市民への広報はどのように実施したのか?を明記。

(財政経営課)	(財政経営課)	 		
■生駒市行政改革大綱(平成 24 年 3 月策定)	・生駒市行政改革大綱の期			
<目的>	間が平成28年度までである			
市民満足度の向上	ため、新たな行政改革大綱			
<基本目標>	を策定する。			
自立型自治体への変革	新たな行政改革大綱では、			
<理念>	行政組織や業務の簡素・効			
1 協働	率化を中心に取り組んでき			
2 効率	たこれまでの行政改革を継			
3 自立	承しつつ、これらをさらに			
<推進期間>	発展させ、職員・組織・仕			
- 平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間とする。	事の質			
十成 24 千反かり十成 20 千反よくの 5 千向とする。	の向上や市民との協働を基			
生駒市行政改革大綱は、仕事の仕組みや方法の改革を通じて、「第				
次総合計画」における将来都市像の実現に向けた施策・事業の積極	規範の改革を実現し、財政のお客が表現ると思える。			
りな展開をバックアップし、更に効果的・効率的な行政経営を推進す	の安定化を図る必要性や、			
るため、市が取り組むべき改革の考え方・あり方を明らかにするもの				
である。	「公共施設やインフラ施設			
策定にあたっては、学識経験者や団体代表、公募市民等で構成する	· · · ·			
上駒市行政改革推進委員会での意見を反映し、策定した。	らの課題に対して迅速かつ			
	的確な対応ができなけれ			
	ば、行財政運営に重大な影			
	響を及ぼすため、徹底した			
	行財政改革を行い、歳出削			
	減等に取り組む必要性につ			
	いて記載する。			
/ [ L-r] .fer. 24-211 \	(D.L1.407.)\(\sigma \sigma \			
(財政経営課)	(財政経営課)			
■生駒市行政改革大綱行動計画の策定	・新たな行政改革大綱の策			
「生駒市行政改革大綱」を受けて、「なにを、いつまでに、どのよう				
こするか」という具体的な取組を示したものである。「生駒市行政改				
古大綱」で定めた基本理念と取組方針 (重点事項) に沿って、個々の				
放組項目を設定し、具体的な取組内容を掲げ、得られる効果として達	取組・数値目標を設定した			
<b>戈目標を定めている。</b>	前行政改革大綱行動計画を			
<期間>	発展させ、より具体的な目			
前期行動計画:平成24年度、平成25年度	標を検討し、目標を実現す			
後期行動計画:平成 26 年度から平成 28 年度まで	るための具体的な取組につ			
	いて、その実現性も踏まえ			
	てより明確なものとするよ			
	う見直す。			
	/ / June / U			
(環境モデル都市推進課)			特になし	
■総合計画に即して「環境基本計画」を策定しており、昨年度は市民・				
事業者・行政からなる「環境基本計画推進会議」で 5 年目の見直し				
を行った。また、「環境基本計画」に基づき、「生駒市エネルギービジ				
ョン」を策定した。				

<ul> <li>(農林課)</li> <li>■生駒市農業ビジョンの策定</li> <li>多様な担い手による持続的な発展により、生駒市の農業の推進と人に優しい生活環境の保全を図るため、平成25年4月に農業ビジョンを策定した。</li> <li>現在、同ビジョン策定による効果を検証したうえで、平成31年度の新たな農業ビジョン策定に向けて進めている。</li> <li>策定に当たっては、学識経験者や農業者団体等により構成する推進懇話会、市民とのワークショップ、飲食店へのヒアリング等により広く意見を聴取している。</li> </ul>				
(環境保全課) ■「一般廃棄物処理基本計画見直し」 H22年8月 環境審議会からごみ減量化専門部会に見直し依頼 H23年2月 ごみ減量化専門部会から環境審議会に報告 H23年3月 環境審議会から市長に報告 H23年3月 パブリックコメント 6名16件の意見あり H23年5月 策定 現在、PDCAサイクルによる進行管理(計画の期間は2020年度末まで)			特になし	・進行管理の結果の広報は?
(人権施策課) ■生駒市人権施策に関する基本計画(第2次)(平成31年3月策定予定) 本計画は平成17年12月に策定されており、インターネットによるいじめやLGBT等の性的マイノリティなど、人権に関わる社会情勢も変化していることから、あらためて人権に関する市民意識調査を実施し、現状を把握するとともに、これまでの意識調査との比較により、人権に関する施策の成果の検証を行い、人権教育・啓発を推進する。	画の見直しを進めていることから、整合性を図る必要がある。		特になし	
(高齢施策課) ■生駒市高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画の策定 (H30.3) 学識経験者や一般公募の市民の方々に参加いただいた介護保険運営協議会での委員の意見やパブリックコメントを反映し策定した。計画期間は、平成 30 年度からの 3 年間で、毎年実行状況を整理し、点検・評価を行う。			特になし	

(障がい福祉課) ■第5期生駒市障がい者福祉計画の策定 地域の医師・学識経験者・当事者団体・事業者などで構成された生駒市障がい者地域自立支援協議会を4回にわたり開催し(H29)、第5期生駒市障がい者福祉計画の策定について審議を重ねた。			特になし	
(健康課) ■第2期健康いこま 21 計画の策定 (H25.11)、中間見直し (H30 年度) 策定にあたり懇話会を開催。公募市民や関係機関の代表者と共に、計画の主旨、方針の理解を得ながら検討した案に対して、パブリックコメントを反映した計画策定に努めた。 2018 (平成 30) 年度は計画策定中間年度であり、策定後の 5 年間の進捗状況の確認として、事業等の効果を測る目安として設定している目標指標および市や第2期健康増進計画策定懇話会参加機関の取り組みについて調査を実施。その後、生駒市健康づくり推進員連絡協議会や郡山保健所の意見を評価に反映し、中間報告書を作成。(H30.12)	(健康課) ・策定を目的とした公募参加者の場合、策定後の進行管理までは求めていない。 進行管理における市民参画が必要かどうかも判断しづらい。		特になし	
(都市計画課) ■都市計画マスタープランの策定 人口減少社会の到来や厳しい行財政状況など、本市を取り巻く環境が大きく変化していることから、将来における適切な対応を図っていく必要があること、また、上位計画である「生駒市総合計画(基本構想)」及び「奈良県都市計画区域マスタープラン」の改定・見直しとの整合を図る必要があることから、平成13年に策定した「生駒市都市計画マスタープラン」の見直し作業を平成20年度から平成22年度までの3ヶ年で行った。 見直し作業においては、学識経験者・団体代表・公募市民をメンバーとした「生駒市都市計画マスタープラン専門部会」を設置し、市民意識調査等の結果を踏まえ、広く市民参加を行いながら見直し作業を進め、平成23年3月に策定作業が完了した。 その後、上位計画である「第5次生駒市総合計画後期基本計画(平成26~29年度)」が策定されたことに伴い、後期基本計画に則する必要がある部分について見直しを行い、平成26年9月に改訂を行った。また、平成32年に現在の都市計画マスタープランが目標年次を迎えることから、上位計画であり現在改定作業が進められている「第6次生駒市総合計画」及び「奈良県区域マスタープラン」に即した計画となるよう、2030年を目標に改定検討を進めている。計画策定に向け、地域特性や地域住民の意識を把握するとともに、地域での活動づくりを目指し、地域ワークショップを開催している。	上位計画である「第 6 次生 駒市総合計画」及び「奈良 県区域マスタープラン」の 改定に向けた作業が進めら れていることから、上位計 画に即した計画となるよ う、関係部署との情報共有		特になし	
(みどり公園課) ■生駒市景観形成基本計画の策定 生駒市の魅力ある景観づくりの実現に向けて推進することを目的に			特になし	・計画以外の景観形成のガイドラ イン等の具体策は実施されてい るのかを明記。

生駒市景観形成基本計画の策定をおこなった。策定においては、学識経験者、団体代表、公募市民をメンバーとした生駒市景観形成基本計画策定懇話会及び景観審議会での委員の意見やパブリックコメントを反映し、平成26年4月に策定した。  (みどり公園課) ■緑の基本計画の策定(H16.9) 緑の基本計画は、都市緑地法に基づき生駒市が定めた総合計画の緑に特化した計画である。計画の基本的な考え方は、本市の都市づくり・まちづくり全ての分野にわたる基本方針である「生駒市総合計画」の基本構想を上位計画とし、また、都市計画に関する基本的な方針を定めた「生駒市都市計画マスタープラン」にも整合している。緑の基本計画の基準年次は平成12年とし、目標年次は32年とした20年間の計画。  緑の基本計画に基づき、緑の保全及び緑化推進のため、緑の市民懇話会、生垣助成制度、保護樹林・保護樹木制度、樹林地バンク制度、花と緑のボランティア養成講座、市民の森事業、花と緑の景観まちづくりコンテスト、花と緑のわがまちづくり助成制度等の事業を推進している。	が行われるとともに、都市 構造等が変化しており、そ れに伴い計画を見直し、新 たに策定する必要がある。			・屋外広告物についてのコメント明記。 ・町の声として:特定の場所(光陽台)だけが花と緑が豊かであるのはなぜか?
<ul><li>(生涯学習振興課)</li><li>■生駒市社会教育基本方針の策定</li></ul>	(生涯学習振興課) ・社会教育会議の実施は年		特になし	
社会教育委員会議で、生駒市社会教育基本方針を定めており、毎年重点目標を定めて生涯学習推進のための施策を進めている。	に2回にとどまっており、 社会教育委員の意見が反映 できていない。今後は積極 的に市の事業にご参加いた だき、社会教育委員の視点 として事業に参加し、意見 を反映する仕組みを確立す るよう努めていく。			
(スポーツ振興課)	(スポーツ振興課)		特になし	
■生駒市スポーツ振興基本計画の策定 (H23.3)	<ul><li>基本計画の5つの基本目</li></ul>			
体力や年齢に関わらず、市民一人ひとりがだれでも興味や目的に応じ エーサースプログランスでは、 2017年 1017年 1017	標を実現するために設定している数は日標のませばり			
て、生涯スポーツに親しめる環境をつくるため「生駒市スポーツ振興」 まま計画した第字	ている数値目標の達成に向け、今後も取り組みを進め			
基本計画」を策定。 策定の際には、スポーツ振興審議会(当時)及び生駒市スポーツ振興	け、今後も取り組みを進めていくととなり、既に達成し			
東 <del>走の際には、ムホーツ振興番議会(当時)及び生駒市スポーツ振興</del> 基本計画案策定会議での委員の意見を反映し、パブリックコメントを	ていくとともに、既に達成している日標については			
	している目標については、			
実施。	数値目標設定の見直しを図			
周知については、市ホームページへの掲載や、関係団体等への配布、 ホなんな	大型画内の手画松竿「炒入			
<u>市社会体育施設への設置。</u> ま木計画のま木大紀のまた日煙の達成に向け、スポーツに興ま木計画	本計画内の重要施策「総合			
基本計画の基本方針や基本目標の達成に向け、スポーツ振興基本計画	型地域スポーツクラブの設置、運営してなるが、地域			
実施計画、生駒市北部スポーツタウン構想を策定。	置・運営」であるが、地域			
	住民により自主運営されて			
	いる総合型地域スポーツクラブの翌知度や理解度が低			
	ラブの認知度や理解度が低			

(スポーツ振興課) ■生駒市スポーツ推進計画の策定 (H29.2) 子どもから高齢者までそれぞれの世代やニーズに対応するとともに、障がいのある人も障がいの種別や程度にかかわらず「だれもが気軽に運動やスポーツを行うことができる環境の整備・充実」と、地域に根差し、生涯にわたってスポーツを継続するための「総合型地域スポーツクラブの支援」、「スポーツに関する情報提供体制の充実と指導者の人材育成・活用」の3つを基本方針とし、豊かなスポーツライフの実現に取り組むため「生駒市スポーツ推進計画」を策定。(生駒市スポーツ振興基本計画後期計画)。策定の際には、生駒市スポーツ推進審議会での委員の意見を反映し、パブリックコメントを実施。推進計画の基本方針や基本目標の達成に向け、関連事業のとりまとめを行い、計画の進行管理を実施。	け、様々な取り組みを進め ているが、今後は、さらに 総合型地域スポーツクラブ の発展を支援するととも			・スポーツ推進計画について進行管理しているとのことだが、その具体的な内容を明記。(計画のモニタリングへの市民参加も重要と思われる)
(こども課) ■生駒市子ども・子育て支援事業計画の策定 (平成 27 年 3 月策定予定) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の規定に基づき、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握したうえで、管内における子ども・子育て支援事業の今後 5 年間における需要見込量、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ「生駒市子ども・子育て支援事業計画」を策定しなければならない。また、計画策定に当たっては、子育ての当事者等の意見を反映するために、条例の定めるところにより、子ども・子育て会議を置くように努めるものとされており、生駒市子ども・子育て会議の委員にも公募市民や幼稚園・保育所の保護者代表等に参加していただいている。	ども・子育て会議において 子育て支援施策の実施状況 を調査審議する等、継続的 に点検・評価・見直しを行 っていく必要がある		特になし	
(こども課) ■生駒市子ども・子育て支援事業計画(第2期)の策定 (2020年3月策定予定) 教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業等が円滑に実施できるよう、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、第2期の子ども・子育て支援事業計画を策定する。 ・ニーズ調査 ・ワークショップ(1回) ・子ども・子育て会議				

条文	解説
(説明責任) 第20条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。	【解説】 市は、政策決定の過程や行政活動の内容及び結果を、市民に分かりやすく説明する責任があることを規定しています。この説明責任は、市民が「情報提供を受け、自ら取得する権利」を保障するとともに、市民が「まちづくり参画の権利」を行使する上での前提となるものです。

主な取り組み状況(進捗状況や成果)	取り組みにおける 課題・問題点等	前回の見直し時の 推進委員会での意見	意見に対する対応 (対応していない場合はその理由)	条文・条文解説で変更が 必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
【行政全般】 条文の規定に則り、適切に対応している。	今後も引き続き取り組みを 進めていく必要がある。			特になし	・条文としては、現行でよい。
					・適切に対応⇒何を具体的に適切 に対応しているのかを明記。
					・市民にわかりやすく説明する方 法は、今後もより良い方向に模索
					する必要があると思う。
					・計画の進行管理手法(評価手法)
					の見直しに併せて、市民への情報 提供の方法も見直されてはどう
					かと考えます。

条 文	解説
(意思決定の明確化) 第21条 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市 民に理解されるよう努めなければならない。	【解説】 意思決定の過程とは、市長が政策意思を決定する過程、すなわち「政策意思の形成過程」全般をいい、「どのような情報や案に基づき」「どのような議論を踏まえ」「どのように考え、いつ、どの時点で判断したか」等の政策決定の過程を明らかにすることを定めるもので、市は、請求に基づき公開するだけでなく、お知らせ、公表、説明等に努めるよう規定するものです。

主な取り組み状況(進捗状況や成果)	取り組みにおける 課題・問題点等	前回の見直し時の 推進委員会での意見	意見に対する対応 (対応していない場合はその理由)	条文・条文解説で変更が 必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
【行政全般】	今後も引き続き取り組みを			特になし	・条文としては、現行でよい。
条文の規定に則り、適切に対応している。	進めていく必要がある。				<ul> <li>・適切に対応⇒何を具体的に適切に対応しているのかを明記。</li> <li>・市民それぞれの情報先や情報収集力に差があるので、全ての住民に伝わるように引き続き検討が必要だと思う</li> </ul>

条文	解説
(行政組織) 第22条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、 責任を明確にして、組織の横断的な調整を図らなければならない。	【解説】 市の組織の編成は、社会情勢にすばやく対応していく必要があるため、多様化、高度化する市民ニーズに柔軟、迅速、的確に対応できる組織づくりを市の責務として規定しています。また、分断された縦割り組織の弊害(窓口対応における市民のたらいまわしなど)に対処するため、横断的な連携や調整が必要なことを定めています。

主な取り組み状況(進捗状況や成果)	取り組みにおける 課題・問題点等	前回の見直し時の 推進委員会での意見	意見に対する対応 (対応していない場合はその理由)	条文・条文解説で変更が 必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
(秘書企画課)				特になし	・「責任を明確にして」とは、「誰
【行政全般】					の」「どのような」「責任」なの
条文の規定どおり。					かが不明確。そのような施策を
横断的な連携や調整を図り情報の共有化を図っている。					選び取ったことについての「説
					明責任」のことか。
■主な組織・機構改革	(秘書企画課)				
平成24年4月	・市民に分かりやすい組織				・積極的に進められていると思
・生活安全課を市民部へ、産業振興業務を生活環境部へ移管し、「生	の名称・体制を整えるとと				う。
活環境部」の名称を「環境経済部」に変更	もに、効率的な事務の実行				
・水道局を上下水道部へ名称変更	に向けた組織を構築する必				・複数の課で業務が輻輳してお
・福祉支援課の支援係を支援係と介護予防等を中心とした「予防推進	要がある。				り、分かりやすさに欠けている
係」に分割しなど		\			ため、整理が必要と考えます。
平成25年4月		\	\		
・福祉健康部を「福祉部」と「こども健康部」へ再編		\			・分野横断的な政策課題が多くな
<ul><li>・市民活動推進センターを施設として位置付け など</li></ul>		\	\		る中で、複数の課で効率的、効
平成26年4月		\			果的な政策を立案、実施できる
<u>・幼稚園に関する事務を教育委員会からこども課へ移管し、学童保育</u>		\			体制整備が必要と考えます。
に関する事務をこども課から教育委員会へ移管		\			
・生涯学習課と施設管理課を統合し、生涯学習課が生涯学習施設の管			\		
理を所管			\		
<ul><li>・開発部を都市整備部に統合 など</li></ul>		\			
平成27年4月		\			
・秘書課と広報広聴課を統合		\			
・下水道管理課と下水道推進課を統合など		\	\		
平成28年4月		\	\		
・企画政策課を政策企画推進課として市長公室に移管。企画財政部の			\		
名称		\			
を総務部に変更					
・環境経済部にいこまの魅力創造課を新設し、市長公室から市民活動					
推進課を移管。名称を地域活力創生部に変更		\			
・高齢施策課内に地域包括ケア推進室を新設		\			
・都市計画課内に学研推進室の新設		\	\		
・教育総務部にこども課、子育て支援総合センターを移管し、名称を		\	\		
教育振興部に変更		\	\		
平成29年4月		\			
・福祉健康部に地域包括ケア推進課を新設		\	\		

・都市計画課内に住宅政策室を新設など		
平成30年4月		
・秘書課と政策企画推進課を統合		
・総務課と情報政策課を統合		
・経済振興課を農林課と商工観光課に分割 など		

条文	解説
(職員政策)	【解説】
第23条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければならな	<第1項>
ν <sub>°</sub>	職員の任用及び配置に関する市の責務を定めています。具体的には、地方公務員法の規定に基づき、能力の実証に
2 市は、職員の資質及び能力の向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽のための多様な機会	基づき職員の任用を行うこと及び職員の配置等に当たっては、定期的な勤務実績の評定を行うこととするものです。
の保障に努めなければならない。	《既存の法律など》
	【地方公務員法】
	(任用の根本基準)
	第15条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力
	の実証に基いて行わなければならない。
	(勤務成績の評定)
	第40条 任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果
	に応じた措置を講じなければならない。
	<第2項>
	市は、地方分権時代に適切に対応できる職員として、その資質及び能力の向上並びに多様な自己研鑽の機会を保障
	するため、政策研究や各種専門研修の充実に努めなければならないことを規定しています。

主な取り組み状況(進捗状況や成果)	取り組みにおける	前回の見直し時の	意見に対する対応	条文・条文解説で変更が	市民自治推進委員意見
( L -b-am)	課題・問題点等	推進委員会での意見	(対応していない場合はその理由)	必要と思われる箇所	Final Arter Title after Title (1977) for a second of
(人事課)	(人事課)			特になし	・「政策研究及び研修システムを
【行政全般】	今後も取り組みを進めてい				充実し、」は、「政策研究及び研
各所属において、各種専門研修等に派遣し、スキルアップに努めてい	く必要がある。				修システムを充実 <mark>させ、</mark> 」の方が
る。					よいのでは。
<第1項>	<del>&lt;第1項&gt;</del>				
・全職員への人事評価制度の導入	・人事評価制度、新たな昇				・進められていると思う。
・事務職に対する新たな昇給昇格制度の導入	格制度とも職員に浸透する				
・保育士・幼稚園教諭に対する新たな昇給昇格制度の導入	まで時間がかかるため、人	\			・自己申告制度は、上司との対話
・技能職の昇格制度の見直し	事評価制度等については、				やコミュニケーションを重視さ
・年功主査の廃止を決定	継続的に研修が必要				れて、うまくいっているか?(高
・新たな再任用制度の運用(勤務日数選択等)					圧的になっていないか?)
・新たな任期付職員(特定任期付職員)の制度の整備		\			
・人事評価制度の適正運用と効果的な人材育成・人員配置への活用			\		・リスクマネジメント、その基礎
・新任係長職に対する人事評価者研修の実施		\			となる法令遵守の徹底のための
・自己申告制度の毎年実施		\			行政に係る法務については、定
・第3次定員適正化計画の策定					期的、継続的な研修が必要と考
財政的な見地から人件費の抑制はもとより、少子高齢社会の進展、					えます。
子育て施策の充実等に伴う行政需要の変化に対応できるよう、組織機		\			, = 5.7 5
構や事務事業の精査と人員の配置など、関係部署との緊密な連携を図					
ot.					
770					
<第2項>	<第2項>				
・人材育成基本方針の策定	・少数精鋭で業務を行って				
職員が仕事へのやりがいや意欲を持ちながら、積極的に市民や関係					
団体と協働し、住民満足度も職員満足度も高い「ぬくもりと活力あふ					
四件に励関し、住民個化及も収具個化及も同じになくもりと佰月のか	ユール神雀が同思	\	V .	V	

れるまち」の実現に向け、組織のあり方を示すため策定した。 ・管理職研修や民間企業等派遣研修など実効性のある職員研修の実施 ・政策形成実践研修の継続実施 ・メンタルヘルス研修の継続実施 ・職員の自発的な研究・相互啓発などへの支援 ・市民と合同による、より実践的なファシリテーション研修の実施			

条 文	解説
(法務政策)	【解説】
第24条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任を持って法律等を解釈し、条例、規則等の整備	地方分権の推進に伴い、地域独自の自治に必要な政策条例の制定が求められており、そのための自治立法権と法律
や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。	等の解釈に関する自治権を活用した法務活動の充実について定めています。

主な取り組み状況(進捗状況や成果)	取り組みにおける	前回の見直し時の	意見に対する対応	条文・条文解説で変更が	市民自治推進委員意見
	課題・問題点等	推進委員会での意見	(対応していない場合はその理由)	必要と思われる箇所	
【行政全般】		・法律による義務付け・枠付け	(総務課)	特になし	・「法律等を解釈し、」は、「法令
条文の規定に則り、適切に対応している。		の見直しに伴い、条例制定権の	・政策実現のための条例等の制定に		等を解釈し、」の方がよいので
(総務課)	(総務課)	拡大が図られるとともに、県の	際し、先進的に制定されている条例		は。
■各課から提案される条例、規則についての審査(上位法や他の条例	・先進的に制定されている	事務の権限委譲が進んでいま	などを参考にするが、本市に置き換		<変更理由>
との整合性のチェック、権利を制限したり、義務を課したりする場	条例や「はやり」の条例を	す。このため、自らの判断と責	えて制定しないよう、制定に至る背		・「生駒市法令遵守推進条例」で
合の合理的な説明の明確化など)を実施。	コピーのように本市に置き	任において政策実現のための	景を認識しながら、本市に即した課		は「法令」を用いているため。
	換えて制定してしまわない	条例等の制定に積極的に取り	題解決のための条例を制定した。		
※地域独自の自治に必要な政策条例の制定については、総務課が主体	よう、制定に至る背景を十	組んでいく必要があると考え	(例)生駒市土砂等による土地の埋立		
となるものではなく、関係各課が主体となる。	分認識しながら、本市に即	ます。	て等の規制に関する条例(環境保全		・適切に対応⇒何を具体的に適切
(例)生駒市まちをきれいにする条例(環境モデル都市推進課)	した課題解決の方法を見出	・先進的に制定されている条例	課)		に対応しているのかを明記。
生駒市空き家等の適正管理に関する条例(建築課)	していく必要がある。	などを本市に置き換えて制定			
生駒市景観条例( <del>みどり推進課みどり公園課</del> )		しないよう、制定に至る背景を			・自治立法権と法律等の解釈には
		認識しながら、本市に即した課			より専門的な意見も必要かと思
		題解決の方法を見出していく			う。
		必要があると考えます。			
					・各要綱について条例への移行の
		・要綱による行政指導の範囲を	・要綱による行政指導を条例へ移行		必要性について確認されたので
		明確にし、必要に応じて条例へ	することにより、義務を課す場合も		しょうか。されたのであればそ
		の移行を検討すべきかと思わ	生じる可能性があり、また、処分性		の結果を報告ください。
		れます。	が生じ、審査請求や行政訴訟の対象		
			となり得るので、慎重な検討が必要		
			である。		
			もちろん、実質的に権利を制限し		
			たり、義務を課したりしている場合		
			や、行政指導で実効性を担保できな		
			い場合は、条例に移行することを検		
			討していかなければならない。		

条 文	解説
(法令遵守及び公益目的通報)	【解説】
第25条 市は、市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、法令遵守制度につ	<第1項>
いて必要な措置を講じなければならない。	市は、生駒市法令遵守推進条例(平成19年6月25日条例第21号)を適切に運用しなければならないことを規
2 市は、市政運営上の違法行為及び公益の損失を防止するため、職員の公益目的通報に関する制度について必要	定しています。
な措置を講じなければならない。	市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、職員の職務に係る法令等の遵守制度
	の適切な運用を市に課す規定です。
	<第2項>
	行政執行の公正を妨げ、市政に対する信頼を損なう行為及び公益に反する恐れのある事実がある場合において、職
	員の公益目的通報制度の適切な運用を市に課しています。
	《既存の法律など》
	【生駒市法令遵守推進条例】
	(市の責務)
	第3条 市は、透明性の高い公正な市政の運営を図り、市政に対する市民の信頼を確保するよう
	十分に配慮するとともに、法令等の遵守に関する啓発、不当要求行為及び公益目的通報に適切な
	対応ができる体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

主な取り組み状況(進捗状況や成果)	取り組みにおける 課題・問題点等	前回の見直し時の 推進委員会での意見	意見に対する対応 (対応していない場合はその理由)	条文・条文解説で変更が 必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
(総務課)	(総務課)			特になし	・第1項「法令遵守制度について」
(1)職員研修	(1)、(2)について、条例に基				は、「職員が法令等を遵守し、公
公正な職務の執行を推進し、また、不当要求行為に対し、組織とし	づき、適切に運用している。				共の利益のために公正な態度で
て毅然とした対応を行い、職員ひとりひとりの法令遵守の意識を高め	職員の意識が低下すること				職務を執行できるよう」の方が
るため、以下のとおり職員研修を実施した。	のないよう、常時啓発を行				よいのではないか。
H24 「官公庁におけるコンプライアンス」	っていく必要がある。				<変更理由>
(係長級向け、弁護士による講演)					•生駒市法令遵守推進条例第4条
H25 「不当要求防止責任者講習会」					第1項参照。
(管理職向け、県警本部職員による講演)					
H26 「不適切な業務執行の事例及び再発防止に係る報告」					・第2項「職員の公益目的通報に
(管理職及び5級以上の職員)					関する制度について」は、「 <del>職員</del>
H29 「本市の法令遵守推進制度の再確認」					→公益目的通報に関する制度
(管理職向け、生駒市法令遵守委員会委員長による講演)					ついてを整備し」の方がよいの
					では。
(2)公益目的通報制度					110.0
法令遵守推進条例の規定により、法令遵守委員会を公益目的通報の					・全ての情報が市長に報告される
受付及び必要な調査等を行う組織として定め、運用している。					現在の制度は職員の公益目的通
平成 22 年度~ <del>25 年度 29 年度</del> において、実績はない。					報を制約する要因となるため、
		\			精度の見直しが必要と考えま
					す。

条 文	解説
(行政手続)	【解説】
第26条 市は、処分、行政指導及び届出に関し、公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護する	市は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するための生駒市行政手続条
ため、その手続について必要な措置を講じなければならない。	例(平成9年3月31日条例第2号)を適切に運用しなければならないことを規定しています。
	《既存の法律など》
	【生駒市行政手続条例】
	(目的等)
	第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号)第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、
	行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における
	公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

主な取り組み状況(進捗状況や成果)	取り組みにおける	前回の見直し時の	意見に対する対応	条文・条文解説で変更が	市民自治推進委員意見
	課題・問題点等	推進委員会での意見	(対応していない場合はその理由)	必要と思われる箇所	
【行政全般】				特になし	・条文としては、現行でよい。
条文の規定に則り、適切に対応している。					
(総務課)	(総務課)		(総務課)		・適切に対応⇒何を具体的に適切
■各課からの行政手続法や行政手続条例の解釈や運用に係る相談に	・国民の救済手続の手段の	・国民の救済手続の手段の充	・国民の救済手続の手段の充実・拡		に対応しているのかを明記。
応じてアドバイスを実施。	充実・拡大を図るための行	実・拡大を図るための行政手続	大を図るための行政手続法が平成		
	政手続法の改正が予定され	法の改正がなされましたが、改	27 年 4 月 1 日に改正されたことに		・地区計画の手続条例の有無は?
※行政手続法や行政手続条例の運用については、関係各課がその所管	ており、その改正に合わせ	正があった場合、速やかに行政	より、本市においても、行政手続法		また地区計画策定のガイドライ
業務について主体的に行うものである。	た適切な運用と、行政手続	手続条例の改正検討と適切な	の改正の趣旨を踏まえて、生駒市行		ンは?
	条例の改正を検討していく	運用の必要があると考えます。	政手続条例を改正した。(平成27年		
	必要がある。		4月1日施行)		

条 文	解説
(危機管理)	【解説】
第27条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力及び連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的	市は、阪神淡路大震災以降も各地で発生している地震をはじめとする自然災害や凶悪犯罪など、いつ起きるか分か
な危機管理の体制の確立に努めなければならない。	らない不測の事態に常に備えて、市民、関係機関等との協力の下、危機管理体制の確立に努めることを定めていま
	す。「総合的」とは、市の組織全体として対応するため、調整機能を整備することを意味し、「機動的」とは、迅速
	かつ効率的な活動を意味しています。なお、本市では、防災体制に関しては、他の地方公共団体や民間企業等との
	間で、災害相互応援協定をはじめ、医療救護についての協定、避難場所等としての使用に関する協定、市内郵便局
	との協定、生活物資の調達、供給等に関する協定、応急復旧等に関する協定、LPガス等の供給に関する協定、燃
	料供給等に関する協定、防災コンテナによる緊急物資の輸送等に関する協定等を締結しています。

主な取り組み状況(進捗状況や成果)	取り組みにおける	前回の見直し時の	意見に対する対応	条文・条文解説で変更が	市民自治推進委員意見
土な取り組み状況(進捗状況や成果)	課題・問題点等	推進委員会での意見		必要と思われる箇所	叩氏日心推進安員忌兄
(防災安全課)	(防災安全課)	作定女員女での心儿	(対応しているい場合はての空田)	(防災安全課)	・条文解説の変更は、左記のとお
■防災協定の締結	市民の中には、看護士や介護			【解説】	りで良い。
応急復旧、物資供給、医療、廃棄物処理、福祉避難所等について、	福祉士、建築士等の資格や、			市は、阪神淡路大震災以	7 (20)
他の自治体や民間企業等と 4689 件の防災協定を締結している。	無線やオートバイ免許等、災			<del>降も毎年</del> 各地で発生して	・今後想定される南海トラフ地震
	害時に役立つスキルや道具を			いる地震をはじめとする	などでは大きな津波等が想定さ
(防災安全課)	持つ人に災害時に協力しても			自然災害や凶悪犯罪武力	れ、想定範囲を超えた人口流入等
■避難所運営説明会の開催	らえるよう人材登録の制度を			攻撃、新型インフルエン	も予測される。災害においては想
大地震発生時の避難所運営について共通の認識を持つために、市職	確立することが次の課題とし			ザや大規模事故の発生な	定を超えた場合のことも安全弁
員、施設管理者、自治会長、自主防災会長、	て挙げられる。			ど、いつ起きるか分から	の一つとして考えておく必要が
民生・児童委員が集まり説明会を各中学校で年1回開催している。	・災害時に市民が持つ力を生			ない不測の事態に常に備	あると思われる。
	かすことができるよう防災士			えて、市民、関係機関等	
(防災安全課)	をはじめ資格を持つ人や災害			との協力の下、危機管理	<ul><li>関西広域連合との関係は?</li></ul>
■市組織の災害対応機能の強化のため職員を対象とした災害対応研修	時に役立つスキルを持った人			体制の確立に努めること	
や訓練の実施。	や団体を登録できる仕組みを		\	を定めています。「総合	・災害相互応援協定の締結団体は
	作り活用していくことが必			的」とは、市の組織全体	どこか?
(防災安全課)	要。			として対応するため、調	
■防災訓練の実施				整機能を整備することを	<ul><li>市民へのPRはされているか?</li></ul>
各自主防災会が実施する防災訓練等を支援するとともに、地区自治連			\	意味し、「機動的」とは、	
合会が実施する防災訓練については共催し、防災知識・技術の習得と				迅速かつ効率的な活動を	・災害復旧時の協力事業者等を効
共助意識の高揚を図り、市と市民との連携体制を確立している。				意味しています。なお、	率的に運用するために必要なル
				本市では、の防災体制に	ール等を事前に定めることが必
				関しては、他の地方公共	要と考えます。
				団体との災害相互応援協	
				定をはじめ、や民間企業	
				等との間で、 <del>災害相互応</del>	
				援協定をはじめ、医療救	
			\	護についての協定、避難	
				場所等としての使用に関	
				する協定、市内郵便局と	
			\	の協定、生活物資の調達、	
				供給等に関する協定、応	
				急復旧等に関する協定、	
			\	LPガス等の供給に関す	
			\	√る協定、燃料供給等に関	

			する協定、防災コンテナ による緊急物資の輸送等 に関する協定等を締結し ています。 〈解説の変更理由〉 ・毎年、タイプの異なる 災害が発生しているため。 ・犯罪という表現より自 然災害以外の災害という 意味の表記が適切。 ・自治体どうしの相互応 援協定と民間企業、団体 との協定をわかりやすく 分けて表現。
<ul> <li>(環境保全課)</li> <li>■災害等緊急時における一般廃棄物 (ごみ) 処理に関する相互応援基本協定</li> <li>①主体 奈良県都市清掃協議会</li> <li>②締結団体 12市+香芝・王子環境施設組合</li> <li>③締結年月日 平成18年8月28日 不測の事態等ごみの適正処理が困難となった際、相互に応援</li> </ul>			特になし
<ul> <li>(環境保全課)</li> <li>■奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書</li> <li>①主体 奈良県</li> <li>②締結団体 奈良県+県内市町村+県内一部事務組合</li> <li>③締結年月日 平成24年8月1日 支援要請 地震・豪雨等による大規模災害発生時等</li> </ul>			
(環境保全課) ■警察署使用不能時における施設使用に関する協定 ①主体 生駒市、生駒警察 ②締結年月日 平成24年10月10日 警察署使用不能時にエコパーク21を使用			
<ul> <li>(健康課)</li> <li>■医療救護計画</li> <li>H23.5 に生駒市医師会と「災害時における医療救護についての協定」を締結したことを受け、同会から医療救護計画が提出され(H25.12)、救護所における活動等について継続的に協議している。</li> </ul>	(健康課) ・他機関等との協力を得ていても、人事異動等による体制の変更が行政職員の認識及び行動への影響を及ぼしやすいことから、柔軟かつ速やかな編成が可能な仕組みづくりが必要となる。		特になし

(高齢施策課)	(高齢施策課)		特になし	・定期的なフォローと継続が重要
■災害時要援護者避難支援事業	・高齢化に伴う避難支援員の			だと思う。
自然災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、自力で避難	なり手不足			
できない方が逃げ遅れなく避難できるよう、自治会を中心とした地域				
での助け合いの体制整備をはかる事業。平成26年度から全自治会区域				
を対象に実施している。				

条文

(広聴応答義務)

- 第28条 市は、市民からの行政に関する <第1項> るものとする。
- 理及び保存に努めるものとする。

# 【解説】

意見、要望、苦情等があったときは、速│市民からの意見や要望等に迅速に対応するとともに、その処理結果や理由等を速やかに回答することで、市民との情報共有及び信頼関係の構築を目指すものです。そのためには、職員一 やかに事実関係を調査し、誠実に対応す人ひとりの意識改革や各種手続への誠実な対応が必要となります。

解説

<第2項>

2 市は、前項の規定による対応を迅速か │ 市民との応対を円滑に行うため、記録を作成し、その整理及び保存に努めることを規定するもので、生駒市法令遵守推進条例に規定する要望等の記録の仕組みを活用するほか、この条例 つ適正に行うため記録を作成し、その整│に基づき必要な措置を講じるものとします。

《既存の法律など》

【生駒市法令遵守推進条例】

(要望等の記録)

第6条 職員は、要望等(要望等を行う者(以下「要望者」という。)が公職者以外の者であるときにあっては、当該要望等が職員に対して職務に関する具体的な行為をし、又はし ないことを求めるものに限る。)を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録するものとする。

2 要望等の記録に関し必要な事項は、規則で定める。

【生駒市法令遵守推進条例施行規則】

(要望等の記録)

第3条 条例第6条第1項の規定により要望等を記録するに当たっては、不実又は虚偽の記録をしてはならない。

- 2 条例第6条第1項の規定による要望等を受けたときは、要望等の意図及び内容を正確に把握するため、可能な限り複数の職員で対応するとともに、要望者に要望等を記録した 内容(以下「記録内容」という。)の確認を求めるように努めるものとする。
- 3 条例第6条第1項の規定により記録する事項は、次に掲げる事項(要望者が明らかにしない事項を除く。)とする。
- (1) 要望等を受けた日時
- (2) 要望等を受けた方法
- (3) 要望等を受けた場所
- (4) 要望者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地
- (5) 要望等を受けた職員の所属名、職名及び氏名
- (6) 要望等の件名及び内容
- (7) 要望者に対する回答の内容
- (8) 要望等への対応の結果
- (9) 要望者による記録内容の確認の状況
- (10) 前各号に掲げるもののほか、要望等を記録するために必要な事項

(記録内容の報告等)

- 第4条 職員は、記録内容を所属長を経て、当該職員の所属に係る部長(市長事務部局の公室長若しくは部長、上下水道部長、消防長、教育委員会事務局の部長又は議会事務局長 をいう。以下同じ。)に報告するものとする。
- 2 前項の場合において、職員が特別職に属する職員で常勤のもの又は教育長であるときは、当該記録内容を所管する部長に送付するものとする。
- 3 前2項の規定による報告又は送付を受けた部長は、当該記録内容について、次に掲げるところにより生駒市法令遵守対策会議に送付するものとする。
- (1) 記録内容が日常的、定例的又は軽易なものであるときは、毎月末日までに受けた要望等に係る記録内容を翌月の10日までに送付するものとする。
- (2) 記録内容が重要、異例又は不当要求行為に該当すると認めるときは、直ちに送付するものとする。

主な取り組み状況(進捗状況や成果)	取り組みにおける 課題・問題点等	前回の見直し時の 推進委員会での意見	意見に対する対応 (対応していない場合はその理由)	条文・条文解説で変更が 必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
【行政全般】 条文の規定に則り、適切に対応している。	今後も取り組みを進めてい く必要がある。			特になし	・条文としては、現行でよい。 ・適切に対応⇒何を具体的に適切
(広報広聴課) ■要望書の受付、市ホームページの「ご意見・お問い合わせ」など、ききみみポスト、たけまるモニター「たけモニ」で意見を収集し、市政に反映している。要望書は担当課を通じて問題の解決につとめ、実施可能なものはその方法と内容を、市の所管外であるものはその理由を回答している。電子メールでの問い合わせとききみみポストは、回答が必要な場合は担当課から回答し、回答が不要であっても貴重な声として市政の参考にしている。年に1回、広報紙で主な意見の公表をしている。また、電子メールの回答状況、要望書の回答状況を確認し、必要な対応をとるよう担当課に求めている。	同じ質問や意見が多いときなどは、市ホームページの「ご意見・問い合わせ」フォームの上部によくある質問をタイムリーに Q&A 方				に対応しているのかを明記。
<ul> <li>(総務課)</li> <li>■要望等の記録公表制度</li> <li>生駒市法令遵守推進条例第 5 条から第 9 条の規定に基づき、市民からの要望等に対し、適切な対応を行うとともにその概要を適正に記録し公表している。また、公職者等から職員に対し口頭で受けた要望等を記録し、公表することで、市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行に寄与している。</li> <li>年度別の要望等記録件数の実績は以下のとおりである。</li> <li>H22 207 件</li> <li>H23 171 件</li> <li>H24 152 件</li> <li>H25 173 件(H26.2 月分まで)185 件</li> <li>H26 155 件</li> <li>H27 92 件</li> <li>H28 33 件</li> <li>H29 150 件</li> </ul>	務負担の増加が懸念されて いた。このため、記録等を			特になし	

条 文	解説
	【解説】 市だけでは解決できない課題が多くなってきているため、市民からの要望・意見等を収集し、的確に捉え、施策・政策に反映していくことが求められます。広聴はそういった役割を果たすものであることから、広聴機能の充実を図ることを定めたものです。

主な取り組み状況(進捗状況や成果)	取り組みにおける 課題・問題点等	前回の見直し時の 推進委員会での意見	意見に対する対応 (対応していない場合はその理由)	条文・条文解説で変更が 必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
【【行政全般】	今後も取り組みを進めてい	・広聴は市民との関係で言えば	(広報広聴課)	特になし	・条文としては、現行でよい。
条文の規定に則り、適切に対応している。	く必要がある。	大きな役割を果たすものであ	・広聴業務の担当課として、市民か		
· ·		るから、広く市民の声を聴くよ			・適切に対応⇒何を具体的に適切
(広報広聴課)			を持てる仕組みを作れるように検		に対応しているのかを明記。
■要望書の受付、市ホームページの「ご意見・お問い合わせ」、きき	(広報広聴課)	考えます。また、それをどう扱	討を進めていく。		
<del>カカポスト、たけまるモニター「たけモニ」</del> で意見を収集し、市政に	・同じ質問や意見が多いと				・市民からの苦情等の情報を集約
反映している。		者組織若しくは横断的な職員			し、全庁的な業務改善に繋げる
	l .				仕組みを構築することが必要と
					考えます。
		持てる仕組みが必要と考えま			
当課から回答し、回答が不要であっても貴重な声として市政の参考に	方式で掲載し、共有できる	す。	( )		
している。年に1回、広報紙で主な意見の公表をしている。	仕組みを作ることや、内容		(広報広聴課)		
また、電子メールの回答状況、要望書の回答状況を確認し、必要な対	不明瞭の投稿が多いききみ				
応をとるよう担当課に求めている。	l .		を行ったり、事業や施策を実施する		
!			際は計画段階からアンケートやワ		
· ·	ると考える。	かという仕掛けを作ることに			
· ·		より、市民参画の意識も目覚め			
· ·		てくるかと考えられます。。	げる仕組みづくりを行っています。		
· ·			また、それにより市民参画の意識の		
			醸成もはかっている。		
				特になし	
(総務課)				1410.90	
■法令遵守委員会の開催					
要望等の記録その他要望等への対応の状況について調査し、必要な					
意見を述べるため、以下のとおり法令遵守委員会を開催した。また、					
調査の結果及び制度運用に対する意見をまとめた報告書を毎年作成					
している。					
H24:6 回 H25:5 回 H26:4 回					
H27:6  H28:7  H29:7  H29					
1121.0頁 1120.1頁 1120.1頁					
ļ ·					

条 文	解説
(財政運営の基本方針)	【解説】
第30条 市長は、総合計画を実現するた	市の財政は、市民の税金等によって支えられていることを踏まえた財政運営の基本事項として、一定の期間中に達成すべき目標を設定し、実現のための手法を体系化した総合計画やそれ
めの財政計画を定め、行政評価を踏まえ	を実現するための財政計画を定めます。更にこれらの計画に基づく事業の成果等の目標到達度を明らかにし、次の計画や予算、その実施に反映させる行政評価に基づいて、財源を効果的
て、財源を効果的かつ効率的に活用し、	かつ効率的に活用できるように、自主的かつ健全な財政を確立することが必要であることを定めています。
自主的かつ健全な財政運営を行わなけれ	
ばならない。	

主な取り組み状況(進捗状況や成果)	取り組みにおける	前回の見直し時の	意見に対する対応	条文・条文解説で変更が	市民自治推進委員意見
	課題・問題点等	推進委員会での意見	(対応していない場合はその理由)	必要と思われる箇所	
(財政経営課)	(財政経営課)			特になし	・条文としては、現行でよい。
■財政計画に基づく財政指標の適正管理と中期財政計画の策定と公	■税収が伸び悩む中、社会				
表	保障関係費が増高してお				・今後は財政運営の困難さが想定
■厳しい財政の現状に即した中期財政計画を策定・公表するととも	り、今後の財政運営を健全				されることから、財政計画の適
に、健全な財政運営に努めた。	に行っていくために、大幅				切な検討が求められると思う。
	な事務事業の見直し等を進				
(財政経営課)	める。				・中期財政計画の策定方針が担当
■歳入・歳出の資金需要を的確に把握するとともに基金残高を活用					者により異なるかたちで毎年度
し、一時借入金をゼロに抑えた。					見直されているため、中期的計
■歳入・歳出の資金需要を的確に把握 <del>した余裕資金の運用によるする</del>					画となりえておらず、政策判断
とともに基金残高を活用し、一時借入 <del>の抑制</del> 金をゼロに抑えた。					を誤らせる可能性があります。
					一定の策定方針をルール化する
(財政経営課)					とともに、社会経済環境の変化
■基金を適正に管理、運用した基金利息の確保による一時借入の抑制					等に合わせて見直す場合はその
■市債の借入については、元利償還金が普通交付税で措置される率の					理由等を明確化する必要がある
高い優良起債を活用するとともに、各基金についても、財源として効					と考えます。
果的・効率的に活用した。					7 3
71 7 72 147.0 5 1-0					

条 文

【解説】

(予算編成、執行及び決算)

- 第31条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、 ならない。
- 2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかにな │ 算を編成し執行することを確認するものです。 るよう予算の執行計画を策定しなければならない。
- 算を具体的に把握できるよう、分かりやすい情報を提 供するものとする。

<第1項>

総合計画の進捗状況及び行政評価を踏まえて行い、最十第30条の財政運営の基本方針の趣旨に基づき、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画の進捗状況及び行政評価を踏まえて行うことを定めています。また、地方自治 少の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければし法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならな い。」とする「行政運営効率化の原則」の観点から、地域の諸資源(人材、自然、歴史、文化、地域活動など)や、経営資源(人・モノ・カネ・情報)を最大限活用して、予

解説

<第2項>

3 市長は、予算の編成過程も含め、市民が予算及び決│地方自治法第220条第1項「予算の執行及び事故繰越し」、地方自治法施行令第150条「予算の執行及び事故繰越し」及び生駒市予算規則に基づき、予算執行を進めるこ とを原則事項として定めています。

《既存の法律など》

【地方自治法】

(予算の執行及び事故繰越し)

第220条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従って予算の執行に関する手続を定め、これに従って予算を執行しなければならない。

【地方自治法施行令】

(予算の執行及び事故繰越し)

第150条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

- (1) 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。
- (2) 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。

※予算の配当とは、地方公共団体の長が予算執行の担当の各部課に対して行なう執行限度の承認のこと。

- (3) 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。
- 2 前項第3号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。

【生駒市予算規則】

(予算成立の通知)

第8条 主管課長は、予算が成立したときは、課長に対して当該課の所掌事務に係る予算を通知するとともに、これを会計管理者に通知するものとする。 (予算の執行方針)

第9条 市長は予算成立後、直ちに予算の執行方針を定め、課長に通知するものとする。

(予算執行計画)

第9条の2 課長は、8条の規定により通知を受けたときは、前条の予算の執行方針に基づき、速かにその所掌事務に係る予算について予算執行計画書(様式第1号)を 作成し、主管課長に提出しなければならない。

- 2 主管課長は、前項の予算執行計画書に基づき、必要と認めるときは、課長の意見を聴き予算執行計画を調整し、市長の決定を受けなければならない。
- 3 主管課長は、決定された予算執行計画を直ちに課長及び会計管理者に通知するものとする。

<第3項>

予算の編成過程の情報に加えて、「予算に関する説明書」のほか、より具体的な予算説明資料や「歳入歳出決算に係る主要な施策の成果を説明する書類」の充実などにより、 市民に予算及び決算の内容が分かりやすく理解できるような情報提供に努めるべきことを定めています。

	75-11AD - 1- LA 11 7	#D. B. # . # .	******		
主な取り組み状況(進捗状況や成果)	取り組みにおける 課題・問題点等	前回の見直し時の 推進委員会での意見	意見に対する対応 (対応していない場合はその理由)	条文・条文解説で変更が 必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
(秘書企画課)(財政経営課)	(秘書企画課)	・第19条第3項で総合計画の	(秘書企画課)	特になし	・第1項「予算の編成及び執行に
■実施計画の策定(~平成 25 年度)	- 総合計画審議会から、総	進行管理を定めていますが、予	<ul><li>・行政評価と予算編成の連動が課題</li></ul>	ग्रिंग्टर्स ८	当たっては、総合計画の進捗状
実施計画は、各分野で抱えている課題や推進すべき取り組みなどを	合計画を2層構成に見直	算編成、行政評価を連動させた	であると認識しており、現在策定中		況及び行政評価を踏まえて行
体系的に捉え、目的や事業の概要、今後3年間のスケジュール、事	し、3層目を構成していた	PDCAマネジメントサイク	の第6次総合計画では、総合計画と		い、」は、「予算の編成及び執行
業費などを確認しながら計画的に進めていこうとするものであり、そ	実施計画の策定を取りやめ	ルによる進行管理を進めてい	財政、組織が連動することを目標と		に当たっては、総合計画の進捗
の内容は、次年度の予算案に盛り込まれる。	る主旨の答申を受けたこと	く必要があると考えます。	して掲げ、必要な取組を実施する予		状況及び行政評価を踏まえて行
35年間の中期計画を毎年度ローリング方式で策定した。	に伴って、今後、予算編成	<i>へい女が切り</i> ころんよう。	定。		₩、」の方がよいのでは。
00年間の「別町国と再十及」 フマノガスで派走した。	の前裁きとしての新たな仕		【第 19 条再掲】		<変更理由>
<策定のスケジュール>	組みを構築する必要があ		(为10 木田昭)		<ul><li>・「行い」の対象が何かがわから</li></ul>
7月:各担当課で実施計画案の作成	<u>る。</u>				ないため。
	また、PDCA サイクルマネ				74 V 7C W/20
8~10月:ヒアリング	ジメントにより総合計画を				・第3項「分かりやすい情報を」
	進行管理していくうえで、				は、「分かりやすいく情報を」と
3月:公表	進捗状況の検証結果をシス				した方がよいのではないか。
071. AX	テマティックに予算に反映				<変更理由>
	する仕組みづくりが必要で				・「単純化された情報」という意
(秘書企画課)	ある。				味に誤解される可能性があるた
■新規・主要事業ヒアリング(平成 26 年度~)	α). Ο ο				め。
総合計画を2層構造にしたことにより、従来の3層目の実施計画に代					νν <sub>ο</sub>
わる仕組みとして、「新規・主要事業ヒアリング」を実施した。					・他市も検討しているような「自
					治体オンブズマン制度」のよう
					なものが必要かどうかは検討す
(財政経営課)	(財政経営課)				る必要があるのではないかと考
■予算編成方針の公表	・生駒市の財政状況を市民				える。(監査制度との比較)
■予算枠配分導入	に平易に理解してもらえる				ため。(血血的及と*シル状)
(効果)事業の優先順位をより理解している各部局へあらかじめ予算					・新規・主要事業ヒアリングは代
枠を配分し、その範囲内で各部局が予算編成をすることにより、取捨					表的な事業のみが対象となって
選択が行いやすくスムーズな予算編成が可能となる。	0				おり、毎年度の行政評価と予算
					編成の連動の全容が明確化され
(財政経営課)					ておらず、総合的な判断(何を
ホームページに査定状況表、予算の概要、予算書などを公表					残し、何を切るのか、何と何を
■広報紙 (4月) に新年度の予算と主要な事業を掲載					統合するのか等)ができない状
					況にあることから、改めて全事
(財政経営課)					業を対象とした実施計画、事業
■毎年度、予算執行方針を年度当初に作成し、職員に周知					評価、計画改定と予算編成が連
■ホームページに決算書、施策の成果などを公表					動する仕組みが必要と考えま
■広報紙(11月)に前年度の決算報告を掲載(病院事業会計及び水					す。
道事業会計を含む)					, ,
■H28 決算から、国の統一的な基準による複式簿記・発生主義会計					
財務書類の作成を行い公表している。					
	<u> </u>	<u> </u>	1		

条 文 解 説

(財産管理)

第32条 市長は、市が保有する財産の適 正かつ計画的な管理及び運用に努めると ともに、市の財産の保有状況についての 情報を求められた場合は、速やかに公開 しなければならない。

【解説】

市の財産の適正で計画的な管理及び運用並びにその保有状況の情報請求に対する速やかな公開を市長に課しています。市有財産の管理は、地方自治法第149条等で財産の適正な管理及び効率的な運用が定められています。なお、市長は今後財産の管理計画の策定に努めるものとします。

《既存の法律など》

【地方自治法】

(担任事務)

- 第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担任する。
- (6) 財産を取得し、管理し、及び処分すること。

主な取り組み状況(進捗状況や成果)	取り組みにおける 課題・問題点等	前回の見直し時の 推進委員会での意見	意見に対する対応 (対応していない場合はその理由)	条文・条文解説で変更が 必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
(総務課)				特になし	・条文としては、現行でよい。
■7月と11月の年2回、市有財産の状況を公表					
					・現行の公共施設等総合管理計画
(総務課)	(総務課)				は個別施設の具体的な維持管理
■公有財産については、台帳を紙ベースで及び電算管理で管理し、試	<ul><li>現在、紙ベースで管理し</li></ul>				等の方針を示せておらず、早急
<del>行的に電算管理を行っている。</del> 年2回各課から土地及び建物の移動状	ているものを電算管理を本				に方針(計画)を定め、これに
況の報告を受け公有財産台帳に反映し、広報紙で公表している。	格的に行い、速やかに情報				基づくファシリティマネジメン
	公開に対応できるようにす				トに取組むことが必要と考えま
	<del>- 3</del>				す。
		\			
(財政経営課)	(財政経営課)				
■H28 の決算から、国の統一的な基準による財務書類の補助簿とし	・整備した固定資産台帳を				
て、所有するすべての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデ	毎年度更新していくととも				
一夕を網羅的に記載した固定資産台帳を作成した。	に、台帳を活用して維持管				
	理・修繕・更新等を計画的				
(財政経営課)	に行っていく必要がある。				
	(に1)つていて必安がめる。				
■市が保有する全ての公共施設について、建物の状況や利用状況、コ					
スト状況に関する情報をまとめた施設カルテを作成し、市 HP で公表					
する。					

条 文	解。說
(財政状況の公表)	【解説】
第33条 市長は、予算の執行状況並びに	財政状況の公表は、地方自治法にも規定されていますが、市政運営にとって重要なため、この条例においても規定することとしました。公表に当たっては、市長の見解を付けて市民に分
財産、地方債及び一時借入金の現在高その	かりやすく公表する必要性を規定しています。
他財政に関する状況について、所見を付し	また、本市では、「財政状況の公表に関する条例」に基づき、7月と11月の年2回、広報紙などで歳入歳出予算の執行状況や財産等の財政状況を公表しています。
て分かりやすく公表しなければならない。	《既存の法律など》
	【地方自治法】
	(財政状況の公表等)
	第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事
	項を住民に公表しなければならない。
	【財政状況の公表に関する条例】
	(趣旨)
	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定に基づき、公表すべき財政に関する事項(以下「財政状況」という。)の公表に関しては、この条例の定めると
	ころによる。

主な取り組み状況(進捗状況や成果)	取り組みにおける 課題・問題点等	前回の見直し時の 推進委員会での意見	意見に対する対応 (対応していない場合はその理由)	条文・条文解説で変更が 必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
(財政経営課) ■「財政状況の公表に関する条例」に基づき、7月と11月の年2回、広報紙で歳入歳出予算の執行状況や財産等の財政状況を公表(病院事業会計及び水道事業会計を含む)				特になし	・条文としては、現行でよい。 ・財政指標等は市民にとって分かりにくいこともあり、財政状況の厳しい状況が十分に広報されておらず、現在の問題点を分かりやすく公表する手段が必要と考えます。

条 文	解説
(行政評価)	【解説】
第34条 市長は、総合計画等の重要な計画、予算、決	<第1項>
算、事務内容等について評価を実施する。	各種の計画、予算、決算、事務内容などの項目ごとに評価することを定めるものです。行政評価は、事業の成果、仕事の効率性、投入コストに対する効果、成果と目標達成
2 市長は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公	度などを明らかにするもので、そのためには、「Plan(計画)・Do(実施)・Check(評価)・Action(改善・見直し)のマネジメントサイクルを導入するこ
表し、政策及び事務執行に反映するものとする。	とが必要になります。
3 市長は、市民及び専門的知識を有するものによる評	<第2項>
価を行うなど、常に評価方法の改善に努めなければな	評価結果を公表することは、透明性の向上と市民のまちづくりへの関心を高めることにもつながり、その評価結果を事業の見直しや予算編成、施策の選択と集中などに反映
らない。	させることを定めています。
	<第3項>
	行政評価の中でも、特に市の将来や市民に関係する重要なまちづくりの施策については、市民などによる評価システムを構築することが重要であることの規定です。「生駒市

市民参画による評価を行い、課題等の適切な把握を行っていきます。

行政改革大綱」に基づく行動計画において、施策評価及び事務事業評価を導入し、予算制度と連携した行政評価システムの確立を図ることとしており、そのシステムの中で

主な取り組み状況(進捗状況や成果)	取り組みにおける 課題・問題点等	前回の見直し時の 推進委員会での意見	意見に対する対応 (対応していない場合はその理由)	条文・条文解説で変更が 必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
(秘書企画課)	(秘書企画課)	・総合計画の進行管理だけでな	(秘書企画課)	特になし	・条文としては、現行でよい。
■総合計画の進行管理(平成 22 年度~)	・平成 22 年度より検証を開	く、行政分野ごとの計画につい	・総合計画において実施している進		
第5次総合計画の適切な進行管理を行うに当たり、平成22年度か	始しており、庁内にも進行	ても進行管理が行われている	行管理が、庁内で浸透してきてお		・他市も検討しているような「自
ら総合計画における基本計画の進捗状況を検証している。	管理は概ね浸透してきてい	かどうか把握し、進行管理の仕	り、各課で所管している分野別計画		治体オンブズマン制度」のよう
検証は、総合計画審議会において三部会に分かれて、各部会3~4	るが、依然として各所属に	組みを検討していくことや個	においても進行管理が実施されて		なものが必要かどうかは検討す
2~3回の会議を開催し、実施している。	より進行管理に対する意欲	別事業に係る事業評価の実施	いる。		る必要があるのではないかと考
進行管理では、学識経験者や一般公募の市民の方々に参加いただ	の差がある。	が必要であると考えます。			える。(監査制度との比較)
き、市民満足度調査結果や指標の動向等を中心に総合計画の進捗状況	【第 19 条第 3 項再掲】		[進行管理を行っている分野別計		
を検証し、今後の取組の方向性等について意見をいただく。	り、今後も継続的に各所属		画		
検証結果は、「総合計画進行管理検証報告書」としてホームページ	の会議への出席を求め、全		・環境モデル都市アクションプラン		
などで公表している。	庁的に進行管理を定着させ		• 男女共同参画実施計画		
【第19条第3項再掲】	る必要がある。		• 行政改革大綱後期行動計画		
	行政分野ごとの計画につ		・まち・ひと・しごと創生総合戦略		
	いては、今後、進行管理が		・教育大綱アクションプラン		
	行われているかどうかを把				
	握し、進行管理の定着に向				
	けた仕組みづくりが今後の				
	<del>課題である。</del>				
	また、進行管理にあたっ				
	て進捗状況の評価を行って				
	いるが、公募市民委員にあ				
	っては、各分野の基礎的な				
	知識や現状認識を十分に持				
	ち合わせていないことか				
	ら、適切な評価やバランス				
	のとれた意見を提言するこ				
	とは困難であり、市民感覚				
	による評価だけでなく、不				
	足する部分を各行政分野に				

	精通する専門的知識を有す			
	る者も加えて評価すること			
	が有効。			
(人事課)	(人事課)		特になし	
■部の <del>仕事目標主要施策</del>	・各部によって、設定する			
1 実施目的	目標の実現度合いや厳密な			
<ul><li>部長の組織運営に関するマネジメント意識の向上を図ること</li></ul>	評価基準が統一されていな			
・職員が目標を共有して、職務に励むことにより、組織としても力を	いことが課題。目標を低く			
最大限に引き出すこと	設定するか高く設定するか			
<ul><li>・本市が取り組む事業やその成果を分かりやすく説明すること</li></ul>	その設定の仕方により、達			
2 位置付け	成度も変わってくる。			
市長のマニフェスト及びこれを反映した第 5 次総合計画に沿って予				
算編成が行われ、毎年度の施政方針で市民などに明らかにしている。				
その施政方針を具体化するために、組織として本市が取り組む事業や				
その成果を明らかにするもの。				
3-自己評価				
年度末に自己評価を行い、その結果を市民に公表する。				
市長の施政方針を受け、各部長が、担当分野の仕事に対して年度当初				
に今年度に取り組む主要な施策(目標)を設定し、取組の着実な進捗				
を図るための進行管理を行い、年度末に取組の状況・成果を検証し評				
価を行う。				
目的				
・今年度に各部が取り組む施策や事業やその成果について、市民に明				
らかにすること				
・職員が部の主要施策について共有し、取り組むべき施策の方向につ				
いてベクトル合わせをすることで、職員が施策実現に向けて職務に励				
み、組織としての力を最大限に引き出すこと				
			(財政経営課)	・条文解説の変更は、左記のとお
			【解説】	りで良い。
			<第3項>	
			行政評価の中でも、特に	
			市の将来や市民に関係	
			する重要なまちづくり	
			の施策については、市民	
			などによる評価システ	
			ムを構築することが重	
			要であ <del>ることの規定で</del>	
			<del>す。</del> り、予算制度と連携	
			した行政評価システム	
			の確立や市民参画によ	
			る評価を行い、課題等の	
			適切な把握を行ってい	
			きます。また、「生駒市	
			行政改革大綱」に基づく	

	行動計画においては、施
	策評価及び事務事業評
	価を導入します。 <del>、を図</del>
	<del>ることとしており、</del> その
	システムの中で
	<解説の変更理由>
	・予算制度と連携した行
	政評価システムは、行政
	改革大綱に基づき実施
	するものではなく、誤解
	を与えてしまうため、文
	章を整理。
	・市民等による評価の必
	要性は、行政改革大綱だ
	けでなく、他の計画でも
	同様のことが言えると
	思うので、例示的に行政
	改革大綱のことを記載。

<b>イ</b> ス / / / / / / / / / / / / / / / / / /	条文	解	説	•
--	----	---	---	---

(外部監査)

第35条 市は、適正で効率的な行財政運営を確保する ため、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を 実施する。

## 【解説】

市には、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を監査するための執行機関として監査委員が置かれていますが、都道府県、政令市、中核市には、外部の専門家が監査を行う外部監査制度が導入されています。この制度は、従来の監査委員制度に加えて、地方公共団体が外部の専門家と個々に契約して監査を受ける制度で、地方公共団体に属さない者が地方公共団体と契約を結んで監査を行うことによって独立性を強化し、一定の資格等を有する専門家に限って契約できることとすることによって専門性を強化することとされたものです。本市は、この地方自治法上の実施対象ではありませんが、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施するとしており、この条例施行後にその内容を検討することになります。

主な取り組み状況(進捗状況や成果)	取り組みにおける	前回の見直し時の	意見に対する対応	条文・条文解説で変更が	市民自治推進委員意見
	課題・問題点等	推進委員会での意見	(対応していない場合はその理由)	必要と思われる箇所	
(監査委員事務局)	(監査委員事務局)	・国において監査委員選任方	(監査委員事務局)		・条文としては、現行でよい。
■公認会計士、弁護士等第三者(専門家)による外部監	・現行の外部監査制度は、外部監査人自ら	法、権限、監査事務局の体制、	・地方自治法の改正内容や総務省の		
査の手法や効果、さらには監査委員のあり方につい	が特定のテーマを設定することや、監査委	外部監査制度について検討が	研究会報告等、内容の把握に努めて		・他市も検討しているような「自
て、地方自治法の一部改正も含めて、国(総務省)で検	員の事務と重複する点等が指摘されてい	行われていますが、その状況	いる。		治体オンブズマン制度」のよう
討が行われているところであり、現在それらの情報収	<u>る。そのため、平成 25 年 3 月に、総務省の</u>	を的確に把握する必要がある			なものが必要かどうかは検討す
集を行っている状況である。	「地方公共団体の監査制度に関する研究	と考えます。			る必要があるのではないかと考
平成29年の地方自治法の改正により、政令で定める	会」が「地方公共団体の監査制度に関する				える。(監査制度との比較)
市(指定都市及び中核市)以外の市又は町村について	研究会報告書」を公表した。その中で、よ				
は、包括的外部監査の頻度を会計年度単位で条例で定	り効率的で専門的、なおかつ市から独立し				
めることができることとなった。改正前の制度では、	た監査制度を模索した結果として、「監査サ				
自主的に包括的外部監査契約に基づく監査を受ける	ポート組織」の創設及び監査委員制度の見				
ことを条例で定めた場合、毎会計年度、契約しなけれ	直しについて言及がなされた。しかし、組				
ばならないこととされていた。しかし、今回の改正に	織の機能は何なのか、外部監査の主体が従				
よる実施頻度の緩和により、包括的外部監査を導入し	来通り公認会計士等であるのか等詳細は具				
やすい状況となったものの、併せて監査基準の策定や	体的に決まっていない。なお、平成25年度				
監査専門委員の設置が可能となるなど、監査委員制度	に包括外部監査を実施した市の数は 69 団				
の充実・強化が図られたことにより、総合的に検討す	体(うち任意導入7団体)であった。(全国				
る必要があり、情報収集を行っているところである。	都市監査委員会調べ)				
	・外部監査制度の検討に当たっては、監査				
	委員が行う監査との整合や効果的な実施方				
	法を検討する必要がある。また、包括的外				
	部監査の委託料は任意導入市で平均 700 万				
	円~800 万円と言われ、予算面からも検討				
	が必要である。なお、平成28年度に包括敵				
	外部監査を任意導入した市は全国で 10 団				
	体であった(全国都市監査委員会調べ)				

自治基本条例見直し作業(進捗状況調査)への委員意見

・引き続き、このルーティンワークを着実に積み上げていくことが重要だと考えます。 継続は力なりですので、引き続き庁内でこのシートを共有するなど、研修体制を維持してく ださい。